役員の選任に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、●（以下「この会」という）の定款第12条の規定に基づき、この会の役員の構成に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の構成)

第２条　各理事又は監事の構成について、当該理事、監事及びその配偶者、または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事又は監事の合計数が、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。

２　他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。

（改廃)

第３条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

付則

この規定は●年●月●日から施行する。（2021年●月●日理事会決議）